



平成24年4月27日

各 位

会 社 名 中 央 電 気 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 染 谷 良
(コード番号：5566 東証第2部)
問 合 せ 先 総 務 部 長 榊 原 道 治
(TEL. 03-3514-0511)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成24年4月27日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成24年6月28日開催予定の第116期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 社外取締役及び社外監査役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条の規定により、第22条（社外取締役との責任限定契約）及び第28条（社外監査役との責任限定契約）の規定を新設するものであります。
なお、第22条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成24年6月28日（木）

定款変更の効力発生日 平成24年6月28日（木）

以 上
(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>（社外取締役との責任限定契約）</u> 第22条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法423条第1項の賠償責任に関し、法が定める最低責任限度を限度とする契約を締結することができる。
第22条～第26条 (条文省略)	第23条～第27条 (現行どおり)
(新設)	<u>（社外監査役との責任限定契約）</u> 第28条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法423条第1項の賠償責任に関し、法が定める最低責任限度を限度とする契約を締結することができる。
第27条～第30条 (条文省略)	第29条～第32条 (現行どおり)

以 上